
「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 26 年 4 月 22 日

日本公認会計士協会において、平成 26 年 4 月 15 日付で「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」（以下「第 40 号実務指針」という。）及び「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」（以下「第 7 号研究報告」という。）が改正されたことを受け、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、日本公認会計士協会「第 40 号実務指針」及び「第 7 号研究報告」の適用の日（平成 26 年 4 月 15 日）から施行する。

本規則改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 4 月 22 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

今般、日本公認会計士協会において、4 月 15 日付で「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」（以下「第 40 号実務指針」という。）及び「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」（以下「第 7 号研究報告」という。）が改正されたことを受け、別紙のとおり、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

日本公認会計士協会「第 40 号実務指針」及び「第 7 号研究報告」に係る最終改正の日を改める。

また、「第 7 号研究報告」の名称を「業種別委員会研究報告第 7 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」に改める。

(第 2 条第 1 項)

3. 施行の時期

この改正は、日本公認会計士協会の「第 40 号実務指針」及び「第 7 号研究報告」の適用の日（平成 26 年 4 月 15 日）から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 26 年 4 月 22 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』(平成 26 年 4 月 15 日)」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』(平成 26 年 4 月 15 日)」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人(次項において「監査法人等」という。)による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査(以下「分別管理監査等」という。)を受けなければならない。 2 〃 (現行どおり) 4 付 則 この改正は、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』(平成 26 年 4 月 15 日)」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』(平成 26 年 4 月 15 日)」の適用の日(平成 26 年 4 月 15 日)から施行する。	(監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』(平成 23 年 3 月 15 日)」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』(平成 23 年 3 月 15 日)」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人(次項において「監査法人等」という。)による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査(以下「分別管理監査等」という。)を受けなければならない。 2 〃 (省 略) 4